

伊丹市立産業振興センター条例の一部を改正する条例の
制定について

伊丹市立産業振興センター条例の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和7年6月2日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

伊丹市立産業振興センターに利用料金制度を導入するため。

伊丹市立産業振興センター条例の一部を改正する条例（
令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市立産業振興センター条例（平成 1 2 年伊丹市条例第 5 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（利用料金）」に改め，同条中「別表に定める使用料を市」を「施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）として，別表に掲げる額を超えない範囲内において，あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額を，指定管理者」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 市長は，利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第 1 0 条及び第 1 1 条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第 1 0 条 指定管理者は，規則で定める基準により，利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第 1 1 条 既納の利用料金は，還付しない。ただし，指定管理者は，規則で定める基準により，その全部又は一部を還付することができる。

第 1 8 条第 2 号中「，第 8 条」を「から第 1 1 条まで」に改める。
第 1 9 条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定により市長がセンターの管理を行うときは，第 9 条の規定にかかわらず，使用者は，別表に掲げる額を超えない範囲内において市長が定める額を使用料として市に納付しなければならない。

3 第 1 0 条及び第 1 1 条の規定は，前項の場合について準用する。

別表備考 1 中「使用料の額は，この表に定める使用料の額（以下「基本使用料」という。）」を「利用料金の額は，この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額」に改め，同表備考 2 中「使用料の額は，基本使用料」を「利用料金の額は，この表に基づき指定管

理者が定める利用料金」に改め，同表備考３中「使用料」を「利用料金」に改め，同表備考４中「使用料」を「利用料金の限度額」に改め，同表備考６中「使用料」を「利用料金の算定方法」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第９条から第１１条まで及び別表の規定は，この条例の施行の日以後に施設の使用の許可を受けた者について適用し，同日前に施設の使用の許可を受けた者については，なお従前の例による。